

	車種	旧税率(平成27年度まで)	新税率(平成28年度から)
原動機付自転車	第一種(50ccまで)	1,000円	2,000円
	第一種(50ccミニカー)	2,500円	3,700円
	第二種乙(90ccまで)	1,200円	2,000円
	第二種甲(125ccまで)	1,600円	2,400円
小型特殊	農耕用	1,600円	2,400円
	その他(※1)	4,700円	5,900円
二輪の軽自動車(125cc超250ccまで)		2,400円	3,600円
小型二輪(250cc超)		4,000円	6,000円

(※1 小型特殊自動車のその他とは、最高速度15キロメートル毎時以下のもので、長さが4.7メートル以下、幅1.7メートル以下、高さ2.8メートル以下のショベル・ローダー、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、フォーク・リフト等を指します。